

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南陽市長 白岩 孝夫

市町村名 (市町村コード)	南陽市 (06213)
地域名 (地域内農業集落名)	宮内地区 (足軽町・東町・久元仲・桐町・横町・菖蒲沢・宮町・新町・田町・柳町・別所町・黄金町・南町・旭町・本町・新丁・六角町・和泉町・吉野町・内原・砂子田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

北部、銀杏、東部、六角町、吉野町、和泉町、内原:水田については担い手へ集約されているが、果樹については集約が進んでいない。原因としては、各自が多品種を栽培しており、傾斜地もあり、団地化ができない。機械化も難しい。放出手の農地が増加する中、樹種が混在しており、担い手も中々引き受けづらい。

新丁、富貴田、本町、砂子田、桐町、田町、柳町、別所、南町:現状、地区の担い手だけでは不十分であり、幅広く担い手を増やしていく必要がある。

担い手が不足しており、地区内農業者だけでは、今後手放された農地を引き受けることは難しい。

果樹農家が多く集まっているため、特に集約化という部分が難しい。

獣害も増えている。中山間地の果樹園では、傾斜により電気柵設置も難しい。営農継続の壁という意識がある。今は何が起こるか分からず、農作物の価格も動くので、経営計画をたてるのも難しくなっている。農家が価格を決められるしくみになっていない。

【地域の基礎的データ】 ※令和2年農林業センサス、南陽農業振興地域整備計画書

- ・農業経営体:78経営体(個人:76経営体、団体:2経営体)
- ・基幹的農業従事者数:131人(15歳~49歳:17人、50歳~59歳:13人、60歳~69歳:38人、70歳~79歳:49人、80歳以上:14人)
- ・主な作物:果樹(主にりんご、ラ・フランス)

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である果樹(主にりんご、ラ・フランス)を生産するとともに、農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図る。また、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積 (令和5年10月末現在)	144.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	144.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
宮内地区全域：地域計画（人・農地プラン）に記載の中心経営体の集約を基本として、受けきれない部分は幅広く担い手を探していく。条件の良い農地については、農業委員、農地利用最適化推進委員をはじめJA等各関係機関より情報収集に努めてもらい、地域の話し合いの中で効果がでるよう、中心経営体に集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化が図れるよう、活用可能な土地改良事業について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業体の情報を共有し、農作業委託を必要とする経営体が活用できるよう環境整備を行うことで、地域内で農作業の効率化を図り、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①市補助金を活用した電気柵設置を中心に、猟友会等組織と連携した捕獲体制の構築等を検討する。中山間地での果樹園では、傾斜により電気柵の設置が難しいところもあるため、個体を減らす要望を行いたい。
- ⑤米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高いりんご、ラフランス、さくらんぼなどの園芸作物の生産、近年需要のあるアスパラガス等の生産に取り組む。
- ⑦多面的機能、中山間直接支払交付金事業における集落協定の取り組みにより、農地保全につとめる。